

# 青森県報

号外第十九号

平成二十七年  
三月二十五日  
(水曜日)

## 目次

告示

平成二十七年度青森県一般会計予算ほか十五件の額額……(財政課)…

## 告示

青森県告示第百九十六号

平成二十七年二月青森県議会第二百八十一回定例会の議決を経た平成二十七年度青森県一般会計予算ほか十五件の額額は、次のとおりとする。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 枝 昌 昭

### 平成27年度青森県一般会計予算

平成27年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ700,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事

項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

### 第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	県	税	134,395,817
1	県	民 税	36,454,346
2	事	業 税	20,391,925
3	地	方 消 費 税	21,874,313
4	不	動 産 取 得 税	2,098,557
5	た	ば こ 税	1,796,426
6	ゴ	ル プ 場 利 用 税	160,589
7	自	動 車 取 得 税	1,297,994
8	軽	油 引 取 税	13,656,323
9	自	動 車 税	16,616,646
10	鉦	区 税	3,021

平 成 27 年 3 月 25 日 水 曜 日

11	固定資産税	444,829	1	寄附金	2,429
12	核燃料物質等取扱税	19,491,925	12	繰入金	14,472,981
13	狩猟税	10,114	1	特別会計繰入金	125,845
14	産業廃棄物税	98,809	2	基金繰入金	14,347,136
2	地方消費税清算金	47,641,716	13	繰越金	1
1	地方消費税清算金	47,641,716	1	繰越金	1
3	地方譲与税	24,486,934	14	諸収入	64,943,538
1	地方法人特別譲与税	21,442,839	1	延滞金、加算金及び過料等	153,095
2	地方揮発油譲与税	2,819,932	2	県預金利子	3,361
3	石油才又譲与税	190,194	3	貸付金元利収入	56,599,184
4	地方道路譲与税	1	4	受託事業収入	764,969
5	航空機燃料譲与税	33,968	5	収益事業収入	4,117,300
4	地方特例交付金	303,158	6	利子割精算金収入	10,742
1	地方特例交付金	303,158	7	雑収入	3,294,887
5	地方交付税	216,308,000	15	県債	81,359,874
1	地方交付税	216,308,000	1	県債	81,359,874
6	交通安全対策特別交付金	438,654	15	県債	81,359,874
1	交通安全対策特別交付金	438,654	1	県債	81,359,874
7	分担金及び負担金	3,786,317	歳出	合計	700,800,000
1	分担金	247,928	歳出	合計	700,800,000
2	負担金	3,538,389	歳出	合計	700,800,000
8	使用料及び手数料	7,302,682	歳出	合計	700,800,000
1	使用料	4,891,305	歳出	合計	700,800,000
2	手数料	2,411,377	歳出	合計	700,800,000
9	国庫支出金	104,196,212	歳出	合計	700,800,000
1	国庫補助金	41,225,177	歳出	合計	700,800,000
2	国庫補助金	61,023,928	歳出	合計	700,800,000
3	委託金	1,947,107	歳出	合計	700,800,000
10	財産収入	1,161,687	歳出	合計	700,800,000
1	財産運用収入	546,378	歳出	合計	700,800,000
2	財産売却収入	615,309	歳出	合計	700,800,000
11	寄附金	2,429	歳出	合計	700,800,000

1	歳入	1,327,442	金	額	千円
2	歳入	1,327,442	金	額	千円
1	歳入	35,969,645	金	額	千円
2	歳入	10,567,209	金	額	千円
3	歳入	12,660,924	金	額	千円
4	歳入	918,564	金	額	千円
5	歳入	4,774,456	金	額	千円
6	歳入	1,240,966	金	額	千円
7	歳入	1,455,827	金	額	千円
8	歳入	3,032,759	金	額	千円
9	歳入	942,089	金	額	千円
10	歳入	172,929	金	額	千円

外部委託費		委託費		委託費		
10	監査委員費	203,922		1	土木管理費	3,517,832
3	民生福祉費	94,362,177		2	道路橋梁費	32,241,644
1	社団法人費	50,502,890		3	河川海岸費	17,062,481
2	児童生活保護費	20,503,086		4	都市計画費	5,887,021
3	社会保険助費	8,226,989		5	空港住宅費	5,978,562
4	災害救助費	15,114,504		6	空港住宅費	1,896,617
5	環境保健衛生費	14,708		7	住宅費	1,993,185
4	環境保健衛生費	26,091,858		9	警察管理費	30,936,124
1	公衆衛生費	9,340,379		1	警察活動費	27,533,831
2	環境保健衛生費	1,666,683		2	警察活動費	3,402,293
3	保健衛生費	2,054,866		10	教育総務費	141,192,780
4	保健衛生費	2,792,402		1	教育総務費	11,809,884
5	医対策費	5,189,057		2	小学校費	47,851,943
6	公対策費	259,046		3	中学校費	29,346,268
7	自然保護費	3,664,632		4	高等学校費	34,552,310
8	大病院費	1,124,793		5	特別支援学校費	12,593,374
5	労働費	3,280,966		6	社会教育費	3,290,160
1	労働費	1,557,487		7	保健体育費	1,748,841
2	職業訓練費	1,589,247		11	災害復旧費	4,425,537
3	労働委員会議費	134,232		1	農林水産施設災害復旧費	866,089
6	農林水産業費	54,797,542		2	土木施設災害復旧費	3,559,448
1	農業費	8,039,407		12	公債費	114,707,696
2	りんご振興費	561,057		1	公債費	114,707,696
3	畜産業費	2,123,364		13	支出金	47,643,817
4	農地費	18,616,178		1	地方消費税清算金	22,107,170
5	林業費	7,535,977		2	利子割交付金	246,372
6	水産業費	17,921,559		3	配当割交付金	278,718
7	商工業費	77,337,074		4	株式等譲渡所得割交付金	101,801
1	商工業費	52,588,047		5	地方消費税交付金	23,932,501
2	観光費	2,016,952		6	二儿ノ場利用税交付金	117,551
3	大規模開発費	22,732,075		7	自動車取得税交付金	856,380
8	土木費	68,577,342		8	利子割精算金	3,324

14	子 備 費				150,000
1	子 備 費				150,000
歳	出 合 計				700,800,000

第2表 継続費

款 項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
1	総務費	8,640,782	平成27年度	415,849
			平成28年度	2,921,381
			平成29年度	4,195,044
			平成30年度	1,108,508
3	商工費	4,007,345	平成27年度	432,104
			平成28年度	3,443,361
			平成29年度	131,880
7	土木費	1,803,692	平成27年度	541,108
			平成28年度	1,262,584
8	住宅費	2,053,276	平成27年度	1,253,582
			平成28年度	799,694
10	教育費	2,140,921	平成27年度	1,198,624
			平成28年度	942,297
5	特別支援学 校費			
	八戸高等養護学校(仮称) 校舎等改修事業費			
第3表	債務負担行為			
事	項	期 間	限 度	額 千円
	平成27年度青森県史刊行委託 代金	平成28年度		20,412
	平成27年度獣医師修学資金貸 付	平成28年度から 平成29年度まで		4,320
	青森・岩手県境不法投棄事案 に係る風評被害対策給付金	平成27年度から 平成34年度まで		3,000,000
	平成27年度医師修学資金貸付	平成28年度から 平成32年度まで		27,000

平成27年度看護師等修学資金  
貸付(看護師等養成所分)  
平成27年度離職者等再就職訓  
練事業委託代金  
平成27年度農業近代化資金の  
利子補給  
平成27年度農業経営負担軽減  
支援資金の利子補給

平成28年度から  
平成29年度まで  
平成28年度  
平成28年度から  
平成48年度まで  
利子補給対象借入資金限度額  
3,100,000  
利子補給率年0.4%から1.25%

平成27年度から  
平成43年度まで  
平成28年度から  
平成29年度まで  
平成27年度から  
平成29年度まで  
平成27年度から  
平成33年度まで

平成27年度農地中間管理機構  
の農地売買等事業(一般タイ  
フ)に伴う農用地等買入資金  
借入金に対する損失補償  
平成27年度農地中間管理機構  
の農地売買等事業(担い手支  
援タイフ)に伴う農用地等買  
入資金借入金に対する損失補  
償  
平成27年度土地改良負担金償  
還平準化資金利子補給費補助  
平成27年度漁業近代化資金の  
利子補給  
平成27年度漁業経営維持安定  
資金利子補給  
平成27年度漁業経営再建資金  
利子補給  
平成27年度漁業経営高度化促  
進支援資金利子補給

平成28年度から  
平成38年度まで  
平成28年度から  
平成47年度まで  
平成28年度から  
平成42年度まで  
平成28年度から  
平成37年度まで  
平成28年度から  
平成37年度まで  
平成28年度から  
平成37年度まで

利子補給対象借入資金限度額  
500,000  
利子補給率年0.4%から1.25%  
利子補給対象借入資金限度額  
50,000  
利子補給率年1.25%  
利子補給率年0.1%  
利子補給対象借入資金限度額  
200,000  
利子補給率年0.625%から1.25%

平成27年度から  
平成28年度まで  
平成27年度から  
平成30年度まで  
平成27年度から  
平成36年度まで  
平成27年度から  
平成30年度まで  
平成27年度から  
平成34年度まで

むつ小川原開発地区企業立地  
促進費補助  
平成27年度子レーターイン  
ク関連産業立地促進費補助  
平成27年度青森県産業立地促  
進費補助  
平成27年度子レーターター立  
地促進費補助  
平成27年度青森県道路公社の  
有料道路運営資金借入金に対  
する損失補償

927,108に約定利子と遅延利息  
を加えた額

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
平成27年度国道279号道路改築事業（二枚橋2号橋）工事代金		平成28年度から平成29年度まで		450,000
平成27年度平川広域河川改修事業工事代金		平成28年度から平成30年度まで		1,100,000
平成27年度青森空港化学消防車購入費		平成28年度		259,200
平成27年度定時制通信制修学奨励金貸付		平成28年度から平成30年度まで		6,216
第4表 地方債				
起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
港湾事業	2,195,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通案件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。台により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
河川事業	3,549,000			
海岸事業	478,000			
農業農村整備事業	1,988,000			
災害関連事業	1,843,000			
治水事業	2,306,000			
都市計画事業	315,000			
治山事業	791,000			
林道事業	71,000			
漁港事業	3,330,000			
自然公園施設整備事業	22,000			
道路事業	10,317,000			
空港事業	170,000			
公園事業	987,000			
警察施設整備事業	367,000			
高等学校整備事業	1,661,000			
特別支援学校整備事業	1,005,000			
公営住宅建設事業	616,000			
過労発生補助災害復旧事業	58,000			
現年発生補助災害復旧事業	1,259,000			

平成27年3月25日 水曜日 (5)

青森県外債

現在発生国直轄災害復旧事業	133,000		
不法投棄産業廃棄物対策事業	133,000		
施設整備事業	196,874		
石綿健康被害救済対策事業	11,000		
北海道新幹線鉄道整備事業	6,560,000		
自然災害防止事業	1,880,000		
県道等整備事業	1,696,000		
県有施設天井落下防止対策事業	234,000		
県庁舎耐震・長寿命化改修事業	76,000		
防災ヘリコプター更新事業	1,618,000		
消防無線更新事業	2,000		
むつ保健所等庁舎移転等事業	22,000		
漁業試験船代船建造事業	391,000		
臨時財政対策債	35,053,000		
公有林整備事業	26,000		
計	81,359,874	/	/
平成27年度青森県公債費特別会計予算			
平成27年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算)			
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,205,882千円と定める。			
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。			
(地方債)			
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。			



2	さわらび療育福祉センター費	429,272
3	はまなす医療療育センター費	789,263
2	公債費	160
1	公債費	160
	歳出合計	1,915,874

平成27年度青森県港湾整備事業特別会計予算

平成27年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,345,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額
	1 分担金及び負担金	63,975
	1 負担金	63,975
	2 使用料及び手数料	436,504
	1 使用料	436,504
	3 財産収入	8,548
	1 財産売却収入	8,548
	4 繰入金	545,773
	1 一般会計繰入金	545,773

5	繰越金	2
1	繰越金	2
6	諸収入	598
1	県預金利息	1
2	雑収入	597
7	県債	290,000
1	県債	290,000
	歳入合計	1,345,400

歳出

款	項	金額
1	港湾整備事業費	434,738
1	青森港整備事業費	69,615
2	八戸港整備事業費	362,441
3	七里長浜港整備事業費	1,024
4	大湊港整備事業費	1,658
2	公債費	910,662
1	公債費	910,662
	歳出合計	1,345,400

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	290,000千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	政府資金の場合は、融通案件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合意に基づき、県財政の都合により年毎に償還又は償還方法を変更することができる。
計	290,000	/	/	/

平成27年度青森県証紙特別会計予算

平成27年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)





1	県預金	1	1	5,574
2	雑入			
	歳入合計			246,567
	歳出			
	款	項	金	額
			千円	
1	駐車場事業費		114,409	
1	県営駐車場運営費		57,121	
2	地下駐車場運営費		57,288	
2	公債費		80,403	
1	公債費		80,403	
3	繰出金		51,755	
1	一般会計繰出金		51,755	
	歳出合計		246,567	

平成27年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

平成27年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,676,294千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,480,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金	額
		千円	
1	使用料及び手数料	3,723,251	
1	使用料	3,723,251	
2	繰入金	953,042	

1	一般会計繰入金			953,042
3	諸収入			1
1	県預金			1
	歳入合計			4,676,294
	歳出			
	款	項	金	額
			千円	
1	鉄道施設事業費		4,132,321	
1	鉄道施設管理費		4,132,321	
2	公債費		543,973	
1	公債費		543,973	
歳出合計			4,676,294	

平成27年度青森県就農支援資金特別会計予算

平成27年度青森県就農支援資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,798千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金	額
		千円	
1	貸付勘定収入	77,798	
1	繰越	55,828	
2	諸収入	21,970	
	歳入合計	77,798	
歳出	項	金	額
		千円	

1	貸付勘定	77,798
1	貸付金	49,451
2	公債費	18,898
3	繰出金	9,449
歳出合計		77,798

平成27年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成27年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ400,851千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入歳出予算	400,851
款	項	金額
		千円
1	繰入金	15,302
1	一般会計繰入金	15,302
2	繰越金	77,145
1	繰越金	77,145
3	諸収入	308,404
1	県預金利息	6
2	貸付金元利収入	308,394
3	雑収入	4
歳入合計		400,851

歳出	歳出	400,851
款	項	金額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	400,851
1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	400,851
歳出合計		400,851

第2表 債務負担行為

事項	項	期間	限度	額
				千円
平成27年度母子福祉資金貸付金		平成28年度から平成31年度まで		205,986
平成27年度父子福祉資金貸付金		平成28年度から平成29年度まで		13,638
平成27年度寡婦福祉資金貸付金		平成28年度から平成30年度まで		9,312

平成27年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成27年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,393,851千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	10,750
款	項	金額
		千円
1	繰入金	10,750

1	一般会計繰入金					10,750
2	繰越金					63,769
3	1 繰越収入					63,769
	2 諸収入					2,015,332
	1 貸付金収入					1,976,629
	2 県預金収入					600
	3 雑収入					2
	4 貸付金利息					38,101
4	県債					304,000
	1 県債					304,000
	歳入合計					2,393,851

歳出						
款	項					金額千円

1	1 小規模企業者等設備導入資金貸付金					380,000
	2 小規模企業者等設備導入資金貸付金					380,000
2	2 事務費					11,355
	1 諸費					11,355
3	3 公債費					1,937,855
	1 公債費					1,937,855
4	4 繰越金					64,641
	1 繰越金					64,641
	歳出合計					2,393,851

第2表 地方債

起債の目的	限度額千円	起債の方法	利率%	償還の方法	金額千円
中小企業高度化資金貸付金	304,000	普通貸借	0.90	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。	
計	304,000	/	/	/	

平成27年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成27年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,027千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入						
款	項					金額千円
1	1 貸付勘定収入					50,000
	2 諸収入					31,463
	1 繰越収入					18,537
	2 諸収入					2,027
	歳入合計					52,027
歳出						
款	項					金額千円
1	1 貸付勘定金					50,000
	2 業務勘定費					2,027
	1 取扱事務費					2,027
	歳出合計					52,027

平成27年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成27年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,415千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額 千円
歳入	1 貸付勘定収入	130,000
	1 繰越収入	48,554
	2 諸収入	81,446
歳入	2 業務勘定収入	2,415
	1 繰越収入	2,411
	2 繰越収入	1
歳入	3 諸収入	3
	合計	132,415

歳出

歳出	項	金額 千円
歳出	1 貸付勘定	130,000
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	130,000
歳出	2 業務勘定	2,415
	1 取扱事務費	2,415
合計		132,415

平成27年度青森県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県立中央病院	
(1) 病 床 数	694床
(2) 年 間 患 者 数	520,863人
イ 入 院 患 者 数	219,543人
ロ 外 来 患 者 数	301,320人

(3) 一日平均患者数

イ 入院患者数	601人
ロ 外来患者数	1,240人

(4) 建設改良

イ 病院工事	540,352千円
ロ 資産購入	784,310千円
ハ リーヌ資産購入	123,694千円

2 青森県立つくしが丘病院

(1) 病 床 数	230床
-----------	------

(2) 年 間 患 者 数	69,464人
---------------	---------

イ 入院患者数	40,260人
---------	---------

ロ 外来患者数	29,204人
---------	---------

(3) 一日平均患者数

イ 入院患者数	110人
ロ 外来患者数	120人

(4) 建設改良

イ 資産購入	2,454千円
--------	---------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	支 出
第1款 中央病院事業収益	23,758,471千円
第1項 医 業 収 益	20,371,675千円
第2項 医 業 外 収 益	3,386,796千円
第2款 つくしが丘病院事業収益	1,842,315千円
第1項 医 業 収 益	1,036,336千円
第2項 医 業 外 収 益	805,979千円
第1款 中央病院事業費用	24,163,314千円
第1項 医 業 費 用	23,830,790千円
第2項 医 業 外 費 用	322,524千円

第3項 予 備 費	10,000千円
第2款 つくしが丘病院事業費用	2,000,101千円
第1項 医 業 費 用	1,991,330千円
第2項 医 業 外 費 用	7,771千円
第3項 予 備 費	1,000千円
(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額441,762千円は損益勘定留保資金441,762千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 中央病院資本的収入	1,986,178千円
第1項 負 担 金	682,918千円
第2項 企 業 債 金	880,000千円
第3項 補 助 金	423,260千円
第2款 つくしが丘病院資本的収入	2,454千円
第1項 負 担 金	1,454千円
第2項 企 業 債 金	1,000千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	2,427,940千円
第1項 建 設 改 良 費	1,448,356千円
第2項 企 業 債 償 還 金	879,584千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	100,000千円
第2款 つくしが丘病院資本的支出	2,454千円
第1項 建 設 改 良 費	2,454千円
(継 続 費)	

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事 業 名	総 額 千円	年 度	年 割 額 千円
1	中央病院資本的支出			
1	建設改良費 県立中央病院弱電設備改修 工事費	562,020	平成27年度	340,000
			平成28年度	222,020

県立中央病院配管改修工事 398,130 平成27年度 127,000  
平成28年度 271,130

(企 業 債)  
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	880,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合意は先んずけ、県財政の都合により年変更、繰上償還又は借換することができる。
県立つくしが丘病院医療器械整備事業	1,000			
計	881,000	/	/	/

(一時借入金)  
第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。  
(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用	
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	
第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。	
(1) 職 員 給 与 費	11,375,765千円
(2) 交 際 費	197千円
(たな卸資産購入限度額)	

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,348,742千円と定める。

平成27年度青森県工業用水道事業会計予算

(総 則)  
第1条 平成27年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 八戸工業用水道事業	
(1) 事業量	
イ 年間総給水量	114,482,920立方メートル
ロ 給水事業所数	10事業所
ハ 一日平均給水量	313,080立方メートル
2 六ヶ所工業用水道事業	
(1) 事業量	
イ 年間総給水量	486,780立方メートル
ロ 給水事業所数	2事業所
ハ 一日平均給水量	1,330立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 八戸工業用水道事業収益	915,377千円
第1項 営業収益	912,474千円
第2項 営業外収益	2,903千円
第2款 六ヶ所工業用水道事業収益	23,683千円
第1項 営業収益	23,657千円
第2項 営業外収益	26千円
支出	
第1款 八戸工業用水道事業費用	856,746千円
第1項 営業費用	812,965千円
第2項 営業外費用	33,781千円
第3項 予備費	10,000千円
第2款 六ヶ所工業用水道事業費用	41,882千円
第1項 営業費用	36,072千円
第2項 営業外費用	810千円
第3項 予備費	5,000千円

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額425,256千円は建設改良積立金28,798千円、損益勘定留保資金375,664千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,794千円で補てんするものとする。）。

支出

第1款 八戸工業用水道事業資本的支出	425,256千円
第1項 建設改良費	328,623千円
第2項 企業償還金	96,633千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費	160,804千円
(たな卸資産購入限度額)	

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,153千円と定める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭